

# 資料：6

## 加盟登録手続きにおける【支援先】従登録の特例措置について

青少年のためのプログラム展開に必要な要件の一つとして、指導者の適切な配置が求められています。その観点から、通常、加盟登録申請時に不可とされている主・従登録について、スカウト運動の活性化・正常化を目的とする場合に限り、以下のとおり、特例申請することを可能とします。

### 1. 特例の内容

支援が必要な団への他団からの従登録

### 2. 条件

次の3項目をすべて満たす場合に限る

- ①目的が団の再建および発団支援であること
- ②県連盟コミッショナーの承認を得ていること
- ③短期暫定的な措置であること

\*原則、申請年度内の措置とし、次年度も継続した支援(特例措置)が必要な場合は、「5. 次年度に向けての手続き」に基づき再申請を必要とする

特例申請の例) <u>A団＝支援者の所属団、B団＝支援が必要となる団</u>			
主登録：A団	団委員長	従登録：B団	団委員長
主登録：A団	副団委員長	従登録：B団	団委員長
主登録：A団	ビーバー隊長	従登録：B団	ビーバー隊長
主登録：A団	ビーバー隊副長	従登録：B団	カブ隊長

### 3. 申請方法

所定の書式に必要な事項を記載し、日本連盟にご提出ください。

【書式名】特例措置申請書(支援先団役務の従登録申請)

【提出方法】文書を郵送またはメール添付にて、日本連盟登録担当宛に送付

理由欄：特例申請を希望する旨、理由

目標欄：専任の指導者を配置できるまでの目標

(目標とする年月または時期と取り組み内容など)

※ 各欄が不足する場合は、別紙添付にてご対応ください

※ 従登録先(支援先の団)が他県連盟の場合は、当該県連盟にて事前調整のうえ、主登録先の県連盟よりご提出ください

### 4. 特例の解除

従登録先が新任指導者を申請するにあたっては、日本連盟による特例の解除処理が必要です。従登録団で指導者の準備が整い年度途中で支援終了となる際は、主登録先より特例解除の旨を日本連盟に届け出ていただきます。

【書式名】特例措置申請書(支援先団役務の従登録申請)

【提出方法】文書を郵送またはメール添付にて、日本連盟登録担当宛に送付

### 5. 次年度に向けての手続き

前項2③のとおり、特例は年度内のみ有効のため、主登録団・従登録団(支援先団)双方の次年度継続申請前に、解除または継続の意思を日本連盟に届け出ていただきます。

【書式名】特例措置申請書(支援先団役務の従登録申請)

【提出方法】文書を郵送またはメール添付にて、日本連盟登録担当宛に送付

【提出期日】主登録および従登録団の次年度継続申請前

※ 解除の場合は、目標欄の記入は不要です

※ 届け出のない場合、双方団の次年度継続申請を承認することができません

### 6. 必要手続き

日本連盟への届け出は、①②または①③のいずれかとなります。

①特例申請 [必要に応じた時期]

②解除の届け出 [年度途中の必要に応じた時期]

③解除・継続の届け出 [次年度継続申請前]

申請日：平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

日本連盟コミッショナー  
膳 師 功 宛

\_\_\_\_\_連盟

県連盟コミッショナー\_\_\_\_\_印

特例措置申請書  
(支援先団役務の従登録申請)

以下のとおり、支援のための従登録の特例措置の対応を依頼します。

1. 支援にあたる者	氏 名	
	加盟員番号	
	主登録 団名	
	役務	
2. 支援先	従登録 団名	
	役務	
	理 由	
	目 標	
3. 申請内容	新規 ・ 解除 ・ 再申請 (いずれかに○)	

※解除の場合は、目標欄の記入不要